

契約の方法及び入札の条件

(指名競争入札の場合)

1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条第 3 号の規定により指名競争入札とする。ただし、入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とする。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

福島県財務規則（以下「規則」という。）第 266 条において準用する第 248 条に定める入札保証金は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の 100 分の 3 の額とする。ただし、当該入札に指名する者のうち規則第 266 条において準用する第 249 条の規定に該当する者については免除する。

(3) 入札を中止する場合

入札参加者が 1 者となった場合は、当該入札を中止する。
再度入札の際も同様とする。

(4) 最低制限価格

施行令第 167 条の 13 において準用する施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき最低制限価格を設定する。

(5) 落札者

失格又は無効の入札を行った者を除き、予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上の入札書のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。

なお、入札書の失格又は無効については、心得の規定に基づき判断する。

また、同額の入札者が複数ある場合には、くじにより落札者を決定する。

(6) 契約保証金

規則第 228 条に定める契約保証金は契約代金の 100 分の 5 以上の額とする。

なお、業務委託料が 300 万円に達しないときは納付を免除する。ただし、契約締結後において、業務委託料の変更により変更後の業務委託料が 300 万円以上となるときは、この限りでない。

また、契約の保証を付す場合は、別紙「契約の保証について」によること。

(7) 前金払

業務委託料が 50 万円以上の場合における規則第 112 条第 1 項で定める前金払は、3.5 割以内の額（1 万円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(8) 委託の期間

委託の期間は 150 日間とする。

ただし、委託の着手時期は、契約締結の日から 7 日以内において委託者が指定する日とする。

(9) 委託契約書

別添（案）のとおり。

(10) 契約の確定時期

地方自治法第 234 条第 5 項の規定により、委託者及び受託者が契約書に記名押印したときに確定する。

入札の際提示すべき書類は次のとおりとする。

- 1 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書
- 2 委託契約書（案）

・ 重要事項の説明について（建築設計）

業務内容が建築設計の場合（建築士法上の「設計」又は「工事監理」）には、落札者は契約権者に対して、契約締結前にあらかじめ、建築士法第 24 条の 7 の規定に基づき、書面により重要事項の説明を行うこと。

なお、重要事項説明書の様式は、四会推奨（（社）日本建築士会連合会、（社）日本建築士事務所協会連合会、（社）日本建築家協会、（社）建築業協会）の様式を参考にすること。